令和 年 月 日

参加申込書兼誓約書

尼崎市公営企業管理者 あて 伊丹市モーターボート競走事業管理者 あて

所在地(住所)

事業者名称

代表者氏名

(EII)

尼崎市モーターボート競走場場内警備・案内等包括業務委託にかかるプロポーザルの参加申込をします。

なお、本募集要項「3 参加資格要件」に記載されている要件を遵守することを誓約するとともに、(様式1-1)会社概要・参加資格確認書を提出します。

(担当者連絡先)

所 属:

氏 名:

電 話 番 号:

F A X 番号:

メールアドレス:

会社概要·参加資格確認書

会社名			
代表者職氏名			
所在地			
設立年月日			
資本金			
従業員数			
本業務の担当部 署等	支店等名		
	所在地		
	担当者	所属・職氏名 TEL E-mail	FAX
事業内容			
沿革			

## すること。) (1) 仕様書に記載された全ての業務及び提出する企画提案書の内容を円滑かつ確実に実行できること。 (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 (3) 尼崎市及び伊丹市の競争入札参加登録事業者名簿に登載されていること。 (4) 尼崎市及び伊丹市の競争入札参加停止の措置を受けていないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。 (6) 公租公課の未納がないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (6) 公租公課の未納がないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (6) 公租公課の未納がないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (8) 第2条に掲げる暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるもの。 (8) 本業務を一括再委託しない者であると認められるもの。 (8) 本業務を一括再委託しない者であること(ただし、業務の一部を委託する場合についてあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りではない)。			
確実に実行できること。 (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 (3) 尼崎市及び伊丹市の競争入札参加登録事業者名簿に登載されていること。 (4) 尼崎市及び伊丹市から入札参加停止の措置を受けていないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。 (6) 公租公課の未納がないこと。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団及び暴力団員の利益となる活動を行うものであると認められるもの。 イ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるもの。 ウ 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号及び伊丹市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるもの。 (8) 本業務を一括再委託しない者であること(ただし、業務の一部を委託する場合についてあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りではない)。 (9) 警備業務もしくは案内業務について、国内公営競技場等において業務実績があること。(実績は、業務実績書」に記入のこと)	, ,		申告欄
(3) 尼崎市及び伊丹市の競争入札参加登録事業者名簿に登載されていること。 (4) 尼崎市及び伊丹市から入札参加停止の措置を受けていないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。 (6) 公租公課の末納がないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 (9) 警備業務を一括再委託しない者であること(ただし、業務の一部を委託する場合についてあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りではない)。 (9) 警備業務もしくは案内業務について、国内公営競技場等において業務実績があること。(実績は、業務実績書に記入のこと)			
 (4) 尼崎市及び伊丹市から入札参加停止の措置を受けていないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。 (6) 公租公課の未納がないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。	(2)		
(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。 (6) 公租公課の未納がないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団及び暴力団員の利益となる活動を行うものであると認められるもの。 イ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるもの。 ウ 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号及び伊丹市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるもの。 (8) 本業務を一括再委託しない者であること(ただし、業務の一部を委託する場合についてあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りではない)。	(3)	尼崎市及び伊丹市の競争入札参加登録事業者名簿に登載されていること。	
申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生 手続開始の申立てをしていないこと。 (6) 公租公課の未納がないこと。 (7) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団及び暴力団員の利益となる活動を行うものであると認められるもの。 イ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるもの。 ウ 尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年尼崎市条例第 13 号)第 2 条第 7 号及び伊丹市暴力団排除条例(平成 24 年伊丹市条例第 4 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であると認められるもの。 (8) 本業務を一括再委託しない者であること(ただし、業務の一部を委託する場合についてあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りではない)。	(4)	尼崎市及び伊丹市から入札参加停止の措置を受けていないこと。	
(7) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団及び暴力団員の利益となる活動を行うものであると認められるもの。 イ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるもの。 ウ 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号及び伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるもの。 (8) 本業務を一括再委託しない者であること(ただし、業務の一部を委託する場合についてあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りではない)。		申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生	
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団及び暴力団員の利益となる活動を行うものであると認められるもの。 イ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるもの。 ウ 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号及び伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるもの。 (8)本業務を一括再委託しない者であること(ただし、業務の一部を委託する場合についてあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りではない)。	(6)	公租公課の未納がないこと。	
場合についてあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りではない)。 (9) 警備業務もしくは案内業務について、国内公営競技場等において業務実績があること。 (実績は、業務実績書に記入のこと)	(7)	ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団及び暴力団員の利益となる活動を行うものであると認められるもの。 イ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるもの。 ウ 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号及び伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条第3号	
があること。 (実績は、業務実績書に記入のこと)		場合についてあらかじめ尼崎市及び伊丹市の承諾を得たときはこの限りで	
ツ「n 用地扫索 p 。 p 。 p , p 用地扫索 p , A 创 p , A 创 p , 和 向 p , p 可 p 可		があること <u>。</u>	
※ 「 7 現地視祭について」の現地視祭を布室する場合は、布室日を明記する こと。 視察希望日 (12月 日)	3		

業務実績書

※ 国内公営競技場等において、警備業務もしくは案内業務において契約した業務の実績を記入してください。(備考欄の該当する内容に○印を記入してください。)

	契約実績	
競技場等名		
契約期間	年 月 ~ 年 月	
	(1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括	
備 考	⑷場内警備、⑸場内案内	
	(6)その他()
競技場等名		
契約期間	年 月 ~ 年 月	
備考	(1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括	
	⑷場内警備、⑸場内案内	
	(6)その他 ()
競技場等名		
契約期間	年 月 ~ 年 月	
備考	(1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括	
	(4)場内警備、(5)場内案内	
	(6)その他 ()
競技場等名		
契約期間	年 月 ~ 年 月	
備考	(1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括	
	⑷場内警備、⑸場内案内	
	(6)その他()
競技場等名		
契約期間	年 月 ~ 年 月	
備考	(1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括	
	(4)場内警備、(5)場内案内	
	(6)その他 ()
競技場等名		
契約期間	年 月 ~ 年 月	
備考	(1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括	
	⑷場内警備、⑸場内案内	
	(6)その他()

競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) (6)その他()) (7) (6)その他()) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
(1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他(
(4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
(6)その他() 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
競技場等名 契約期間 年月~ 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他())) 競技場等名 契約期間 年月~ 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他())) 競技場等名 契約期間 年月~ 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他())) 競技場等名 契約期間 年月~ 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
契約期間 年 月 ~ 年 月 備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他 (
(1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他(
(4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他() 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他() 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他() 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内 (6)その他()
(6)その他() 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内 (6)その他()) 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
競技場等名 契約期間 年月 ~ 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括(4)場内警備、(5)場内案内(6)その他()) 競技場等名 契約期間 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括(4)場内警備、(5)場内案内(6)その他()) 競技場等名 契約期間 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括(3)場内系向上(3)場内上(3)場内系向上(3)場内系向上(3)場内上(3)場内上(3)場内系向上(3)場内系向上(3)場内系向上(3)場内系向上(3)場内上(3
契約期間 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括(4)場内警備、(5)場内案内(6)その他()) 競技場等名 年月 無方警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括(4)場内警備、(5)場内案内(6)その他()) 競技場等名 契約期間 年月~ 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括(3)場内系向上(3)場内上(3)場内系向上(3)場内系向上(3)場内系向上(3)場内上(3)場内上(3)場内系向上(3)場内上(3
(1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他(ウー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー
(4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他() 競技場等名 年月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括(4)場内警備、(5)場内案内(6)その他() 競技場等名 契約期間 年月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括(3)場内系向上(3)場内上(3)場内系向上(3)場内系向上(3)場内上(3)場内上(3)場内上(3)場内上(3)場内上(3)場内上(3)場内上(3)場内上(3)場内上(3)場内上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3)場內上(3
競技場等名 契約期間 年月 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括(4)場内警備、(5)場内案内(6)その他()) 競技場等名 契約期間 年月 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他() 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
契約期間 年月 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他() 競技場等名 契約期間 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括 (4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他 () 競技場等名 契約期間 年 月 ~ 年 月 備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
(4)場内警備、(5)場内案内 (6)その他() 競技場等名 年月 契約期間 年月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
(6)その他() 競技場等名 契約期間 年月 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
競技場等名 契約期間 年月~ 年月 備考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
契約期間年月~年月備考(1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
(4)相内敬供 (5)相内安内
(6)その他 (
競技場等名
契約期間 年 月 ~ 年 月
備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
(4)場内警備、(5)場内案内
(6)その他(
競技場等名
契約期間 年 月 ~ 年 月
備 考 (1)場内警備・場内案内一括、(2)場内警備一括、(3)場内案内一括
(4)場内警備、(5)場内案内
(6)その他 (

令和 年 月 日

参加辞退届

尼崎市公営企業管理者 あて 伊丹市モーターボート競走事業管理者 あて

所在地(住所)

事業者名称

代表者氏名

尼崎市モーターボート競走場場内警備・案内等包括業務委託にかかるプロポーザルの参加を辞退します。

(辞退理由)

(担当者連絡先)

所属:

氏 名:

電 話 番 号:

F A X 番号:

メールアドレス:

質問書

事業者名称	
担当者氏名	
連絡先	電話番号:
	メールアドレス:
	質問事項